

建設工事にかかる委託業務の最低制限価格の算定基準について

建設工事にかかる委託業務(建設コンサルタント業務)について、予定価格に対する最低制限価格の算定方法及び範囲を下記のとおり定める。

記

1 対象業務

企画調整課で入札を行う予定価格(税込)が 100 万円を超える、測量、設計、建築・設備設計、家屋補償、地質調査等の建設コンサルタント業務

2 適用年月日 **令和6年5月15日(公告日、指名通知日が令和6年5月15日以降のもの)**

3 最低制限価格の算定方法

委託業務の種類	算定方法
測量	直接測量費+測量調査費+諸経費×50/100
土木設計	直接人件費+直接経費+その他原価×90/100+一般管理費×50/100
建築・設備設計	直接人件費+特別経費+技術経費×60/100+諸経費×60/100
家屋補償	直接人件費+直接経費+その他原価×90/100+一般管理費×50/100
地質調査	直接調査費+間接調査費×90/100+解析業務費×80/100+諸経費×50/100

4 最低制限価格の設定範囲

測量については、その額が予定価格の 10 分の 6 を下回る場合は予定価格の 10 分の 6、10 分の 8.2 を上回る場合は、予定価格の 10 分の 8.2 の額とする。

土木設計及び家屋補償については、その額が予定価格の 10 分の 6 を下回る場合は予定価格の 10 分の 6、10 分の 8.1 を上回る場合は、予定価格の 10 分の 8.1 の額とする。

建築・設備設計は、その額が予定価格の 10 分の 6 を下回る場合は予定価格の 10 分の 6、10 分の 8 を上回る場合は、予定価格の 10 分の 8 の額とする。

地質調査については、その額が予定価格の 10 分の 6.67 を下回る場合は予定価格の 10 分の 6.67、10 分の 8.5 を上回る場合は、予定価格の 10 分の 8.5 とする。

また、2 つ以上の業務内容を含む場合は、それぞれの業務内容に応じて算定し、合計した額とする。